第3次富士宮市教育振興基本計画 (富士宮市教育大綱)

富士宮市教育委員会

【趣旨】

本計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項 の規定に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画 として策定するものです。

本計画において、本市の教育の方向性や今後5年間に重点的に取り組 む施策を示します。

【位置付け】

本計画は、本市の総合計画の下での教育に関する部門的計画として位置付けます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3で策定が義務付けられた「教育の振興に関する施策の大綱」については、本計画の「方針」及び「重点施策」の項目を大綱とすることとします。

なお、本計画の下に教育関係の個別計画を位置付けます。

【期間】

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化により、見 直しが必要になった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとし ます。

【対象範囲】

本計画の対象は、教育委員会が所管する施策の範囲を基本とします。

目 次

第	1 章	策定に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2章	富士宮の教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
∠1 ₹		でどもたちについて	
		と校・家庭・地域について	
	3 =	三涯学習について	
第	3章	富士宮の目指す教育の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1	目指す子どもの姿	
	2	目指す学校の姿	
	3	目指す家庭の姿	
	4	目指す地域の姿	
	5 教育の市民化		
	6 =	三涯にわたる学習	
////	1 	十名.及水香 占佐笠	10
弗	4 早	方針及び重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	方針 1	確かな学力と心を育む学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	重点施策		
	(1)	確かな学力が育つ授業の充実	
	(2)	「富士山学習PARTⅡ」の充実	
	(3)	外国語教育の充実	
	(4)	道徳教育の充実	
	(5)	生徒指導の充実	
	(6)	体力の向上と食育の充実	
	(7)	教職員の資質の向上	
	(8)	特別支援教育の充実	

• •	17
• •	20
• •	23
• •	25

第1章 策定に当たって

現在、我が国は、急速な少子高齢化の進展による人口減少が進んでおり、記録的豪雨や台風、地震などの突発的な気象の変化による自然災害や新たな感染症の世界的なまん延など予測困難な状況に直面しています。

教育の分野においては、不登校対策やいじめ問題への対応、Society5.0時代に向けたGIGAスクール構想による1人1台端末を活用した人材教育、情報モラル教育の充実、また、地域と学校の連携・協働、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組など、変化の激しい社会に対応した新たな取組が求められています。

本教育委員会においては、毎年度、主要施策を定め、基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市民の生涯にわたっての人づくり」に向けて、「学校教育の充実」と「社会教育の充実」の二つの面から教育行政を推進しています。また、国及び県の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、教育行政の更なる充実を図るため、「第3次富士宮市教育振興基本計画」を策定し、将来的な方向性や計画期間に重点的に取り組むべき施策を示すものとします。

教育を取り巻く状況は時代の流れとともに複雑・多様化してきており、本計画に基づいて、「縦の接続」による一貫した生涯学習社会の基盤づくりと学校・家庭・地域などが一体となった「横の連携」により、これまでに積み上げてきた富士宮の教育のよき伝統を継承しつつ、より確かで素晴らしいものに発展させる「継承と発展」の推進に向けて取り組んでまいります。

第2章 富士宮の教育の現状と課題

情報化やグローバル化の進展、人口減少など、変化の激しい社会において、 人々は、心身ともに健康で、生きがいのある充実した生活を求めています。そ の実現のためには、誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたって学び続ける 学習環境の整備とともに、その成果を人生や社会の在り方に反映することがで きるような生涯学習社会の充実を図ることが大切です。

生涯学習の基盤である学校教育においても、子どもを主体とした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現が求められています。多くの課題が混在する社会において、これまでも目指してきた未来の創り手となるために必要な「生きる力」を子どもたちに確実に育てていくことが必要です。

そのためには、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくる」という目標を、学校と社会が共有して教育活動に取り組む「社会に開かれた教育課程」を実現することが大切になります。すなわち、子どもたちを取り巻く状況の変化を適切に把握しつつ、「縦の接続」と「横の連携」を一層充実させ、社会全体で子どもを育てていく視点で教育活動を進めていくことが重要となります。

また、本市では、公民館、交流センター、市民文化会館、市民体育館、図書館をはじめとする施設において、生涯学習に関連する諸事業を実施し、参加者の興味・関心に沿って、充実した活動が展開されています。これらの事業を行う施設においても、今後ますます進行することが予想される社会状況の変化に伴い、新たな課題に対する役割が必要となります。

このような中、富士宮の教育については、次のような現状と課題が挙げられます。

1 子どもたちについて

(1) 子どもたちに求められる資質・能力

ICTの活用に積極的な姿勢だったり、本や新聞を読む機会が多かったりする子どもは、情報活用能力や言語能力が高いという傾向が全国的に見られ、富士宮市においても全国に準じています。

そこで、社会に出てからも学校で学んだことを「生きる力」として、その先の人生に生かせるよう、子どもたちの学習の指針を示す学習指導要領における「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの力の育成に取り組む必要があります。

(2) 主体的に学習に取り組む態度

富士宮の多くの子どもたちは、「学校が楽しい」、「学校には好きな授業がある」と答えています。これは、子どもたちが「関心・意欲・態度」という観点では、前向きであるといえます。

しかし、「主体的に学習に取り組む」という態度については、自己肯定感が低いこととも重なり、まだまだ前向きになれない子どもが見られます。

「主体的に学習に取り組む態度」には、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに「粘り強く取り組もうとする側面」と、その中で、「自らの学習を調整しようとする側面」という二つの側面があり、この両面を育てていく必要があります。したがって、教職員は、この双方を育て評価することが求められています。

(3) 基本的な生活習慣

富士宮の多くの子どもたちは、早寝・早起き・朝ごはんの意識が大変高く、体力も平均的に高いと言えます。朝食の摂取率は年々増加していますが、栄養の三色をバランスよく摂取している子どもの割合は、各学校で食育を推進し、家庭に呼び掛けているものの、依然として低い傾向にあります。

そこで、学校・家庭・地域が連携・協力し、よりよい生活習慣を育成す る必要があります。

(4) 自尊感情

全国的な傾向と同様に、富士宮の子どもたちも、「将来の夢や目標を持っている」と言える子どもは半数ほどです。また、「自分にはよいところがある」と言える子どもは、2割から3割程度です。

そこで、希望や夢を大切にして、自尊感情を更に育てる必要があります。

(5) 言語力・コミュニケーション力

全国的には、中学生になると読書好きな子どもが減少する傾向がある中で、富士宮の子どもたちは、小学生から中学生にかけて、読書好きな子どもが増えています。

一方で、多くの人と関わることを通して、豊かな言葉に出会う機会は時代とともに減っています。

そこで、質の高い読書活動を一層推進するとともに、地域の行事や活動に参加するなど、あらゆる場面で言語活動を充実させていく必要があります。

また、外国語活動・外国語科を通して、外国語に慣れ親しむとともに、 伝える相手を明確に意識し、外国語を用いてコミュニケーションを図る 楽しさを味わわせることも求められています。

(6) 地域への愛着

富士宮の子どもたちは、小・中学生ともに地域の歴史や自然について関心が高い傾向にあります。また、地域の行事や活動への参加は、全国的には中学生になると大幅に減りますが、富士宮の中学生は、自分の役割を持って参画し、地域の人たちと関わり、社会の担い手としての基盤を築いています。

このような地域への愛着の心を更に育てていく必要があります。

(7) 情報化への対応

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」においては、ICTを 日常的に活用できる環境を整え、文房具のように自由な発想で活用できる ようになることが求められています。

富士宮の子どもたちは、ICTを活用した学習への関心が高く、これからの教育の情報化に対しての期待も大きい傾向にあります。しかし、情報モラルを含む情報活用能力の育成については、端末の活用が進む今後の課題となっています。

さらに、知・徳・体を一体的に育むためには、デジタル化された教材 (学び)だけでなく、教師と子どもの関わりや、子ども同士の関わり合い など、リアルな体験を通した学びも併せて進めていく必要があります。

2 学校・家庭・地域について

(1) 地域の人材活用

富士宮には、子どもの登下校を見守ってくれる地域ボランティアの団体 や読書ボランティアの団体等が数多くあり、積極的に活動しています。ま た、学校に協力してくれる外部講師や地域の人材も豊富です。

今後は、各学校の社会に開かれた教育課程を軸にして、地域との連携をより密にしながら、地域の人材の効果的な活用と組織的な活動を一層推進していくことが必要です。さらに、地域の人たちが、子どもたちと関わることで生きがいを感じて生活できることや、子どもたちが地域を支える一員としての自覚を持てる社会を築くことにもつながります。

また、子どもや学校の抱える課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が求められます。そのためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを学校が地域と共有し、地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」への転換も視野に入れていく必要があります。

(2) 学校による情報の発信

学校は、学校だよりや各校ホームページ、メール配信等を活用し、教育活動や子どもたちの様子、緊急時の連絡について、家庭・地域へ伝えています。また、昨今の社会情勢においては、地域の人たちに、学校行事等への参観を呼び掛けることは難しくなっていますが、人数を制限するなど各学校で工夫して取り組んでいます。

学校・家庭・地域が連携して子どもを育てるためには、学校が目指す子どもの姿、特色ある教育活動などについて、より分かりやすく、効果的に情報を発信していく必要があります。また、安全・安心な生活のため、予想される自然災害に備えての訓練を計画的に行い、増加傾向にある不審者等の情報を、確実に、できるだけ早く発信することも大切です。

これらを踏まえ、学校の情報を家庭・地域が共有するために、学校からの情報発信には一層の工夫と配慮の必要があります。

(3) 互いのニーズへの対応

富士宮には、校外学習や体験学習の支援など、学校からの呼び掛けに 協力してくれる家庭・地域が多くあります。

地域からは、「子どもが地域行事へたくさん参加できるようにしたい」、 「地域でも子どもの成長を見守り、子どもを応援していきたい」など、協力して子どもを育てていこうという声があります。

また、保護者からは、「家庭学習をより充実させたい」、「家で子どもの安らぎの場をつくりたいので、学校で辛いことがあったときはすぐに知らせてほしい」など、家庭の役割を果たし、共に子どもを育てていきたいという声があります。

このような互いのニーズに応じた環境づくりのために、学校評価の活用など具体的な手だてを講じる必要があります。

3 生涯学習について

(1) 社会教育

本市では、公民館、地域学習センターに加え、公民館機能を有する交流 センターを生涯学習の拠点として、多様化する市民の学習ニーズに応える 学習プログラムの充実や主体的な学習活動、地域の課題解決学習などへの 対応が求められています。

また、誰もが生涯にわたって学習を続けることができるよう啓発し、世 代に応じた学習情報を提供していく必要があります。

(2) 文化活動・文化財

文化活動の面では、芸術文化事業の充実や「市民ひとり1芸」を推進しており、市民の多種多様な文化・芸術活動の更なる充実のため、広い世代の文化・芸術活動への意欲喚起や優れた指導者・芸術家を育成する必要があります。また、市民の文化・芸術の鑑賞・発表の場である市民文化会館をリニューアルする必要があります。

文化財の面では、保護や活用、整備を行い、文化財の保全と愛護・保護 意識の醸成を図っています。そして、市内に数多く存在する古代から現代 までの様々な文化財の活用が望まれる中、その価値を見いだし明らかにす るための基礎調査を継続していく必要があります。

さらに、貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化 財の調査・研究を進め、適切な保存・活用と情報発信を図るとともに市民 の学習拠点となる博物館の整備を推進しています。

(3) スポーツ

スポーツの振興については、健康寿命への関心や健康ブームが高まるにつれ、本市でもスポーツを通して体力増進や健康保持などに取り組む市民が増加しています。そのため、誰もがそれぞれの志向や体力に合わせて楽しめる各種事業等の充実が求められています。

また、老朽化した体育施設の計画的な維持補修の必要があります。

(4) 図書館

図書館については、中央図書館を中心に、西富士図書館、芝川図書館、 自動車図書館、交流センター図書室等によるサービスを展開し、多くの市 民に利用されています。また、利用環境の更なる充実を図るため、施設・ 設備の老朽化への対応のほか、ICTを活用したサービスの向上、地域資 料のデジタルアーカイブなど資料のデジタル化の整備も進めています。

第3章 富士宮の目指す教育の姿

これまでに積み上げてきた富士宮の教育のよき伝統を継承しつつ、より確かで素晴らしいものに発展させる「継承と発展」、学校・家庭・地域、それぞれの段階、役割に応じた学びの充実を図る「縦の接続・横の連携」、富士宮の豊かな自然・歴史・文化を生かす「環境素材の活用」をキーワードとして、一人一人の豊かな心と個性を育み、生涯にわたって活動を続けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進、学習機会の充実、身近な学習の場の整備などに取り組むことで、健全な心と体を育み、人が輝くまちづくりを目指します。

1 目指す子どもの姿

本市では、目指す子どもの姿を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」としています。その具体像を「富士山は、やさしく励ましてくれたり、勇気づけたりしてくれる。そのような富士山を心に、未来に向けて、希望や夢をもって、一日一日を大切にして友達と協力し、勉強や運動に取り組み、いっしょうけんめい生きる子ども」と捉えています。

2 目指す学校の姿

学校教育は、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という 考えを根底において取り組まなければなりません。その上で、変化の激しい 社会を生きるために必要な力の育成を目指します。

そのために、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」が期待されています。この教育課程の理念の下、学校教育を通じて「生きる力」とは何かを具体化した資質・能力を育んでいくこと、社会とのつながりや各学校の特色づくりの軸としていくこと、子どもたちの豊かな学びを実現していくことが求められています。

この教育課程の実施に当たっては、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校が、それぞれ指導の工夫をするとともに、連携・協働による一貫した教育が必要です。

また、この教育課程を基に、学校が家庭・地域と連携・協働しながら、教科等横断的に学校教育の改善・充実を図る「カリキュラム・マネジメント」と、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」とを一体的に捉えて取り組むことが重要です。

3 目指す家庭の姿

どんなに社会が変化しようとも、家庭は、子どもにとって心安らぐ楽しい場です。家族の信頼関係に基づく安定した情緒の中で、団らんや触れ合いを通して成長し、人間性の基礎が形成されます。子を思い、よりよい成長に向かって努力する親の姿こそが、子どもの心に響いていきます。

家庭は、食生活などの基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たす場です。また、学校で学んだ価値観を様々な場面で活用したり、継続的に実践したりして、より豊かな生活を実現する場でもあります。

学校と家庭が、それぞれの役割を自覚し、今後、一層連携・協力して子どもを育てることが必要です。

4 目指す地域の姿

地域は、住民相互の連帯と信頼の下に子どもを見守り育てるという意識を持って、子どもが安心して活動できる場を提供することが必要です。また、地域の行事や活動への子どもの参加を促進するなど、地域の人や子ども同士が交流し、社会性や公共性を身に付ける機会を充実させることも求められています。

こうした取組により、子どもたちに地域の一員としての自覚や社会性が育ちます。さらに、地域の人材や場が学校と地域を結び付け、互いの活性化につながります。

5 教育の市民化

富士宮の未来を担う子どもを育てるためには、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働する中で、社会に開かれた教育課程を軸に、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを推進することが大切です。

それにより、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるとい う本市の目指す子ども像が、教育に対する市民共通の関心事となります。

このような教育の市民化は、生涯学習社会の基盤となり、「いつでも誰でも生涯にわたり学習できるまち」づくりにつながります。

6 生涯にわたる学習

学習を通しての「楽しみ」や「生きがい」は、人づくり・まちづくりへ とつながり、人生を豊かにします。

全ての市民が、"いつでも、どこでも、誰でも"学びたいものを学べる学習環境を整備していくことが大切です。

そのためにも、個人の要求や地域の課題への対応といった社会のニーズ とバランスの調整を図り、生涯学習を推進するとともに、市民と行政が連 携・協力し、様々な学習の機会を提供するための学習体系・学習環境づく りを進めることが必要です。

第4章 方針及び重点施策

本教育委員会の基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市 民の生涯にわたっての人づくり」に向けた学校教育と社会教育の充実を図る ため、今後5年間の方針及び重点施策を掲げます。

方針1 確かな学力と心を育む学校教育の充実

「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」ことを念頭に、「継承と発展」、「縦の接続と横の連携」、「環境素材の活用」を重視して子どもたちの「生きる力」を育成し、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育むために、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを目指します。

重点施策

(1) 確かな学力が育つ授業の充実

急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力を全ての子どもたちが身に付けられるように、市内全体研修「確かな学力が育つ授業」構想図を基に、年2回の研修会での授業研究を通して、PDCAサイクルを生かした授業改善に取り組みます。

また、「確かな学力が育つ授業」を充実させるためには、学校の教育 方針や活動内容を家庭・地域と共有し、連携・協働して取り組むこと が大切です。そこで、社会に開かれた教育課程を軸に、組織的な授業 改善に取り組むことにより、子どもにとって必然性があり、教科・教 材の価値が実感できる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業 改善の日常化を図ります。

あわせて、「何が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図るため、評価規準を明確にし、教育課程や学習指導方法の改善と一貫性を持った授業改善にも取り組みます。

さらに、GIGAスクール構想に基づくICT機器の効果的な活用を進め、子ども自らが主体的に学習を調整することができる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を授業の中で一体的に充実していくよう取り組みます。

(2) 「富士山学習PARTⅡ」の充実

「富士山学習PARTII」を通して、探究的な見方・考え方を働かせ、 富士山や富士宮の「人・もの・こと」と関わることで、郷土への誇りや 愛情を持ち、自己の生き方を考えるために必要な資質・能力を身に付 けられるようにします。

この「富士山学習PARTⅡ」の充実に向けて、学びの過程で育成を目指す資質・能力を明確にし、探究的な学習を中心に取り組みます。そして、持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れるとともに、学校・地域との関わりを大切にしながら、地域を素材とした学習を掘り下げ、学年間及び小・中学校の円滑な接続を図ります。

また、市内小・中学校全校が参加する「富士山学習 P A R T Ⅱ」発表会を実施します。

(3) 外国語教育の充実

小学生が富士宮のよさを認識し、郷土を愛する心を育むとともに、 積極的に外国語を使って話そうとする意欲を高めるなど、グローバル 社会に対応する力も同時に育成するため、外国語教育の充実を図りま す。

そのために、市内の世界遺産「富士山」の構成資産、伝統行事である祭りなどを紹介するための会話表現をまとめた「外国語ハンドブック改訂版」を作成し、映像や音声を使って子どもが主体的に活用できるようにします。

また、研修などを通して教員の指導力を向上させ、子どもが外国語 に慣れ親しむとともに、主体的に外国語を用いてコミュニケーション を図る楽しさを味わえる授業を実施します。

(4) 道徳教育の充実

子どもがよりよく生きるための道徳性を養うため、道徳教育においては、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、領域など全教育活動を通じて、一人一人の子どもに、自分の良さや可能性の認識を高めます。また、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し認め合う人間関係を培いながら、よりよく生きるための道徳的価値の理解や自己の生き方について考えを深めることを通して、豊かな心を育みます。特に、有徳の人づくり推進事業として作成した道徳資料「富士山をこころに」を活用し、道徳教育の充実を図ります。

また、道徳教育推進にあたり、学校・家庭・地域との連携・協力と小・中学校の円滑な接続を図ります。

(5) 生徒指導の充実

それぞれの教育活動において機能している生徒指導を横断的なつながりで捉え、全教職員が共通理解の下で組織的に指導に当たり、子どもの自己指導能力を高めます。

そのために、日々の教育活動において、自己存在感を与えること、共 感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を設定し自己の可能性 の開発を援助することに留意します。

また、一人一人を大切にした人間関係づくりを行うとともに、「富士宮市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に取り組みます。

さらに、年々増加傾向にある不登校の問題については、各学校において作成した「不登校初期対応マニュアル」を活用し、組織的に対応するとともに、一人一人の子どもの困り感に応じた支援を実施します。

(6) 体力の向上と食育の充実

体力の向上については、体育・保健体育の授業をはじめ、学校生活全体において意図的・計画的に体力づくりが行われるよう、体育活動の日常化を図ります。

また、子どもの運動経験が不足傾向にあることを受け、スポーツに 親しむ意欲や態度を培うことにつながる日々の授業改善や、新体力テスト優秀校の表彰を実施するとともに、中学生の競技力の向上を目指 し、地域の人材の活用を含め、運動部活動の充実に取り組みます。

食育の充実については、栄養教諭を積極的に活用し、給食の時間のほか、各教科、特別活動、「富士山学習PARTII」等における食に関連する学習内容の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を実施します。

さらに、食育推進協議会を開催することで、栄養教諭と教職員、学校 給食センター、家庭・地域が連携して適切な食育の指導の充実を図り ます。

(7) 教職員の資質の向上

「富士宮市教職員研修指針」に基づく研修の充実、体系化等を図り、 教職員の専門職としての資質・能力の向上を目指した富士宮ならでは の研修を行い、子どもたち一人一人の豊かな学びを実現し、魅力ある 学校づくりを支援します。

そのために、教職員の授業力、生徒指導力、業務遂行力、カリキュラム・マネジメント力等の向上を図る機会をライフステージに応じて設定し、教育の専門職としての自覚を持ち続けられるように、生涯にわたる研修システムの整備を図ります。

また、教職員がキャリアステージに応じて身に付けることが求められる資質・能力の指針である静岡県教育委員会策定の「教員育成指標」を踏まえながら、教職員人事評価制度、学校教育課による学校訪問等を通して、教職員の着実な資質・能力の向上に取り組みます。

(8) 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を実施します。

また、障がいの特性等に関する理解や個に応じた分かりやすい指導 内容に関する教職員の専門性を高める研修を行い、その充実を図ると ともに、支援員の適正な配置を推進します。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方や障害者差別解消法を踏ま えながら、関係機関との「縦の接続」と「横の連携」を密にして、つな がる支援を推進します。

方針2 学校・家庭・地域の連携による地域教育の推進

学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育に関わることを通して、三者がそれぞれの立場から連携・協力した教育を推進します。また、青少年のための教育相談・指導体制の充実を図ります。

重点施策

(1) 「学校力育成会議提言アクションプラン」の推進

「富士宮の学校力育成会議」からの「学校力育成のための12の提言」の具現化に向けて、毎年度、「富士宮の学校力育成会議提言アクションプラン」を策定します。

教育委員会は、「魅力ある学校づくり推進事業」の充実を図るなど、 このアクションプランの一つ一つの事業を通して、学校への支援や指導・助言を行うとともに、各学校が進めた取組や成果を市内の小・中学校に広めます。

また、家庭・地域に対しては、教育委員会各課が連携・協働して、 広報・広聴に取り組むとともに、家庭・地域への提言を推進します。

(2) 「教育の日」の設定

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるために、学校・家庭・地域及び教育委員会が互いに連携・協力し、広い視野から教育の現状を捉え、教育のあるべき姿を語るなどの活動を通じ、それぞれが自らの在り方を見つめることの大切さを改めて考える日として、「教育の日」を設定します。

学校では、「卒業生一日先生の日」などを実施し、実際に社会で活躍している卒業生や地域の方を招き、その生き方から学ぶことの意味を考え、前向きに取り組む子どもを育てます。

さらに、「参加型授業参観会」の実施により、保護者、祖父母、地域の人たちなどが子どもの学びに直接関わることで、教育におけるそれぞれの役割を考える機会とし、教育活動の一層の充実を図ります。

(3) 「地域とともにある学校」の推進

学校は地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域とともにある学校」を目指し、地域学校協働本部事業を推進します。

また、家庭や地域とともに子どもの教育に対する課題や目標を共有し、学校運営の改善や子どもの健全育成に取り組む「コミュニティ・スクール」の導入を推進します。

(4) 非行防止指導の推進

青少年育成センターは地域の大人が積極的に青少年の健全育成を支援することを目的に、声掛け運動を展開するとともに、青少年指導員の研修の充実や巡回方法の工夫を図り、青少年の非行防止指導を推進します。

また、インターネットの普及や携帯電話・スマートフォン所持の低年齢化に関連したトラブルや犯罪から青少年を守り、良好な人間関係を育成するため、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用や依存状況についての調査やSNSの適切な利用等に対する講座の実施等、家庭や児童・生徒への啓発活動を実施します。

さらに、万引きや非行の防止、児童・生徒の登下校時等の安全環境の 整備を進め、警察、学校、地域等との情報のネットワーク化を更に推進 します。

(5) 教育相談・指導の推進

青少年の社会的自立への支援に向けて、青少年問題に総合的・包括 的に取り組むため、「青少年育成センター運営支援協議会」において、 効果的かつ円滑な教育相談・指導を推進します。

また、青少年相談センターにおいて、電話やメール、面接相談、適応指導教室での支援を推進します。

さらに、青少年教育相談を充実させるため、青少年相談センターの 夜間開設、職員による学校訪問の実施や家庭児童相談室等との密な連 絡など、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を進め、同センターの 指導の充実を図ります。

方針3 生涯学習社会の基盤づくりの推進

誰もが生涯にわたって「よりよい自分づくり」に挑戦・実践するために、 "いつでも、どこでも、だれでも"学問やスポーツ活動、文化活動等の学習 の基盤づくりを推進します。

重点施策

(1) 学習活動の推進

「人生100年時代」に向けて、市民一人一人が、その生涯にわたり、 学習できる機会、場所を提供し、誰一人取り残すことのない学習参加・ 意欲向上のための事業を、公民館、地域学習センターや交流センター を拠点に実施します。

「公民館まつり」では、学習成果の発表を介し、交流を深め、一層の 学習の継続・意欲向上を図ります。

更に教養を高める学びの機会、地域の人材を活用した学校・社会教育 融合事業など、全ての年齢層を対象とした学習活動を推進します。

また、活動の場となる公民館等の社会教育施設についてICT環境 整備等を行い、それぞれの施設を有効に活用します。

(2) 子ども読書活動の推進

子どもにとって、本との出合いは感性や想像力を豊かにし、生きていく力を育む上でなくてはならないものです。

子どもと本を結び付けるために、読書ボランティア団体など関係機関と連携して、幼児期の子どもを持つ母親、幼稚園・保育園・認定こども園の教諭・保育士に子どもへの読み聞かせの大切さを伝えるなど子ども読書活動を推進します。

また、図書館と学校が連携して貸出しや調べ学習への協力などを積極的に行うとともに、より多くの読書に親しむ機会を提供します。

(3) 文化・芸術活動の推進

市民の文化・芸術活動に対する意識を醸成するため、文化・芸術の発表の場である市民文化祭、市民芸術祭等の芸術文化事業の充実を図ります。さらに、自己の人格を磨き、心豊かに生きるための方策として、「市民ひとり1芸」を推進します。これにより、文化・芸術の裾野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに貢献します。

また、市民文化会館については、市民の文化・芸術の鑑賞・発表など ニーズにあった文化活動の場として、安全・安心でより一層利用しや すくするため、耐震補強と機能の維持・向上を図るリニューアル事業 を推進します。

(4) 文化財の保護と活用の推進

新たな文化財の掘り起こしと既知の文化財についての調査を継続してその歴史的価値を明らかにし、保護と活用を推進します。

世界遺産「富士山」の構成資産と国指定史跡「大鹿窪遺跡」については、来訪者がその本質的価値の理解を深め、地域の魅力を高めるための整備を推進します。

また、これらの成果を活用し、郷土の生い立ちを楽しみながら学習できる場を提供するとともに、地域に根付いた歴史遺産を最大限に生かし、「歩く博物館」等の企画を実施して、文化財に触れる機会を充実させます。

さらに、市民の文化財への理解を通して郷土愛を醸成するとともに 貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化財の調 査・研究とその成果の発信及び、適切な保存・活用の拠点として博物 館の整備を推進します。

(5) 「市民ひとり1スポーツ」の推進

市民の健康増進を図るため、"いつでも、どこでも、だれでも"気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及と、一人一人の体力、志向や好みに合わせて選択できる各種スポーツ教室やスポーツイ

ベントを推進します。また、継続して実践できるスポーツ環境の拡充 を図り、その振興に取り組みます。

(6) 国際大会等の誘致・開催の推進

市民にスポーツの楽しさを肌で感じてもらうとともに、スポーツに 興味を持つ機会の充実や技術の向上を図るため、国際的又は全国的な スポーツ大会等の誘致・開催を推進します。

(7) 社会体育施設の整備・活用の推進

ストック適正化計画に基づき、社会体育施設の整備・修繕を行うことで、利用者の安全性・利便性を向上させるとともに、施設の充実を図ります。また、スポーツ合宿やスポーツイベントなどを受け入れ、施設の有効活用を推進します。

また、小・中学校の体育施設を開放することで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場を確保し、その活用を推進します。

(8) 図書館活動の推進

市民一人一人の主体的な学びの場である図書館として、資料・情報の 収集・提供や各種事業を充実させるとともに、安全・安心で快適な利用 環境の整備を推進します。

さらに、新しい時代に即した図書館を目指して、ICTの活用などデジタル化社会への対応や学校等との連携強化、子育て支援サービスの充実、図書館利用が困難な市民へのサービスの向上を推進します。

方針4 安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実

安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実を図ります。

重点施策

(1) 学校情報化の整備

GIGAスクール構想に基づき導入した1人1台端末やデジタル教科書等、ICT教育のための学校環境の整備を推進します。

また、校務を効率化し、子どもと向き合う時間を確保するため、校務 支援システムを活用します。

あわせて、9年間を見通した体系的な情報教育を進め、子どもの情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

(2) 安全教育の充実

先行き不透明で予測困難な時代を生き抜くため、自らの命は自らが 守ることを基本とし、交通安全、地震・噴火、不審者への対応など、子 ども一人一人の安全意識の向上を目指します。

学校は、年複数回実施する避難訓練や引き渡し訓練について、様々な時間帯やシチュエーションを想定するなど、その内容を工夫して実施するとともに、家庭・地域と連携・協力して、安全な環境づくりに取り組みます。

(3) 防災教育の充実

「危機対応マニュアル」を基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知することで、共通理解を図り、学校・保護者・地域が密着した実践活動の中で、安全・安心への意識を高めます。

(4) 学校図書館運営の充実

子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動に資するため、学校 図書館が計画的に利用されるよう取り組みます。 子どもにとって魅力的な本や学習に役立つ本の適切な蔵書数にするともに、学習・情報センターとしての機能を高めるため、学校図書館の電算化を推進します。

また、司書教諭や学校司書、図書ボランティアとの連携を図り、質の高い読書活動を行うための環境づくりを進めるとともに、学校司書の適切な配置を実施します。

(5) 学校施設の計画的整備

安全で安心な教育環境の確保のため、校舎や屋内運動場の耐震補強 事業を継続するとともに、施設・設備の改修や修繕、長寿命化に向け た取組を計画的に実施します。

(6) 学校給食の充実

衛生管理の徹底を図るとともに、学校給食に地場産品を積極的に活用し、献立の工夫と改善をすることで、栄養のバランスの取れた安全で安心なおいしい給食を提供します。

食物アレルギーを有する児童・生徒が、他の児童・生徒と同じように 給食を楽しめるよう除去食を提供します。

また、食の拠点施設として、児童・生徒等が「食」の重要性や学校給食の大切さを理解し、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組などを知る「学びの場」を創造します。

第5章 計画の進捗管理(点検及び評価)

本計画の重点施策を着実に推進するため、毎年、その進捗状況について、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26 条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。

第3次富士宮市教育振興基本計画

(令和4年3月)

発行 富士宮市教育委員会

編集 富士宮市教育委員会事務局 教育部 教育総務課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL 0544-22-1182 FAX 0544-22-1242

E-mail e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

ホームへ゜ージ http://www.city.fujinomiya.lg.jp/